

芳賀中学校いじめ防止基本方針

芳賀町立芳賀中学校

平成26年2月15日制定

平成30年5月17日一部改訂

本校では、全ての教職員が、下記の「いじめに対する基本的な考え方」を踏まえて、生徒の人権を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組むとともに、事実や情報の隠蔽等が決して起こらないように関係者間の連携協力に努める。

また、本基本方針には、「芳賀中学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努める。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめとは(文部科学省のいじめの定義)

いじめ防止対策推進法第2条(平成25年6月28日公布 9月28日施行)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一定の人的関係」とは・・・いじめは生徒相互の関係性の問題であり、いじめをするのは仲間や友だちであることを意味している。
- 「心理的又は物理的」とは・・・言葉(文字)によるもの、身体を使ったもの、人間関係に関するもの、物に対するものを意味している。
- 「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」とは・・・されてる生徒が辛いと思ったら「いじめ」であるということの意味している。

(2) いじめは絶対に許されない行為

<基本>

「いじめは**絶対に許されない**」「いじめは**いじめる側が悪い**」との認識をもつ

- 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って取り組む。
- 「いじめは必要悪である」「いじめられる方にも悪い点がある」などの考えは一切否定して取り組む。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないとの認識をもって取り組む。

(3) いじめ発生の可能性

<基本>

「いじめは**どの子どもにも、どの学級にも、どの学校においても**起こり得る」との認識をもつ

- どの学級や学校にもいじめが発生し得るという危機意識をもち、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。

(4) いじめの未然防止は重要課題

<基本>

「いじめの未然防止は、**全ての学級・学校・教職員の重要課題**」と捉える

- いじめの未然防止は、全教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む。

【芳賀中学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画】

1 いじめ防止等の対策のための組織について

(1) 「生徒指導委員会」《定期（週1回）開催》

いじめ防止等の対策のための組織として、「生徒指導委員会」を組織する。その中で、「いじめ未然防止・早期発見」を協議し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。また、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題について、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

① 構成委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、教育相談担当者、SSW

② 実施する取組

○ 未然防止対策

- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 集団を把握するための調査(生活に関するアンケート)の実施と結果の分析・共有
- ・ 要配慮生徒への支援方針決定 等

○ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果分析・共有
- ・ 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有 等

○ 取組の改善

- ・ 「芳賀中学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの点検を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。（学校評価として）

(2) 「いじめ緊急対応会議」《随時開催》

「生徒指導委員会」は、いじめの疑いのかかる情報を得た場合には「いじめ緊急対応会議」を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係者への事実確認の聞き取り、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携等、その対応を協議する。

① 構成委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、その他関係のある教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて芳賀町教育委員会指導主事 等

② 実施する取組

○ いじめ認知時の対応

- ・ いじめの疑いに関する情報があつた時には、いじめの状況を把握するための聞き取りを行い、情報を迅速に共有する。
- ・ 関係のある生徒に事実関係の聞き取りを行う。
- ・ 事実関係を把握し、図1（栃木県としてのいじめ認知の流れ）をもとに、いじめを認知する。

事実関係把握のために必要となる資料の項目例

- ① いじめられている生徒の氏名（年組）
- ② いじめている生徒の氏名（年組）
- ③ いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ④ いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ⑤ いじめられている生徒といじめている生徒の言動や特徴
- ⑥ 保護者や教職員が有する情報
- ⑦ 周囲の生徒の状況等

- ・ いじめ解決に向けて、いじめられている側への支援やいじめている側への助言・指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携等を行う。
- ・ 芳賀町教育委員会へ報告する。
- ・ 必要に応じて真岡警察署、医療関係へ連絡する。
- ・ いじめ解決後には、学校組織をあげて生徒の関係改善・見守りを行う。

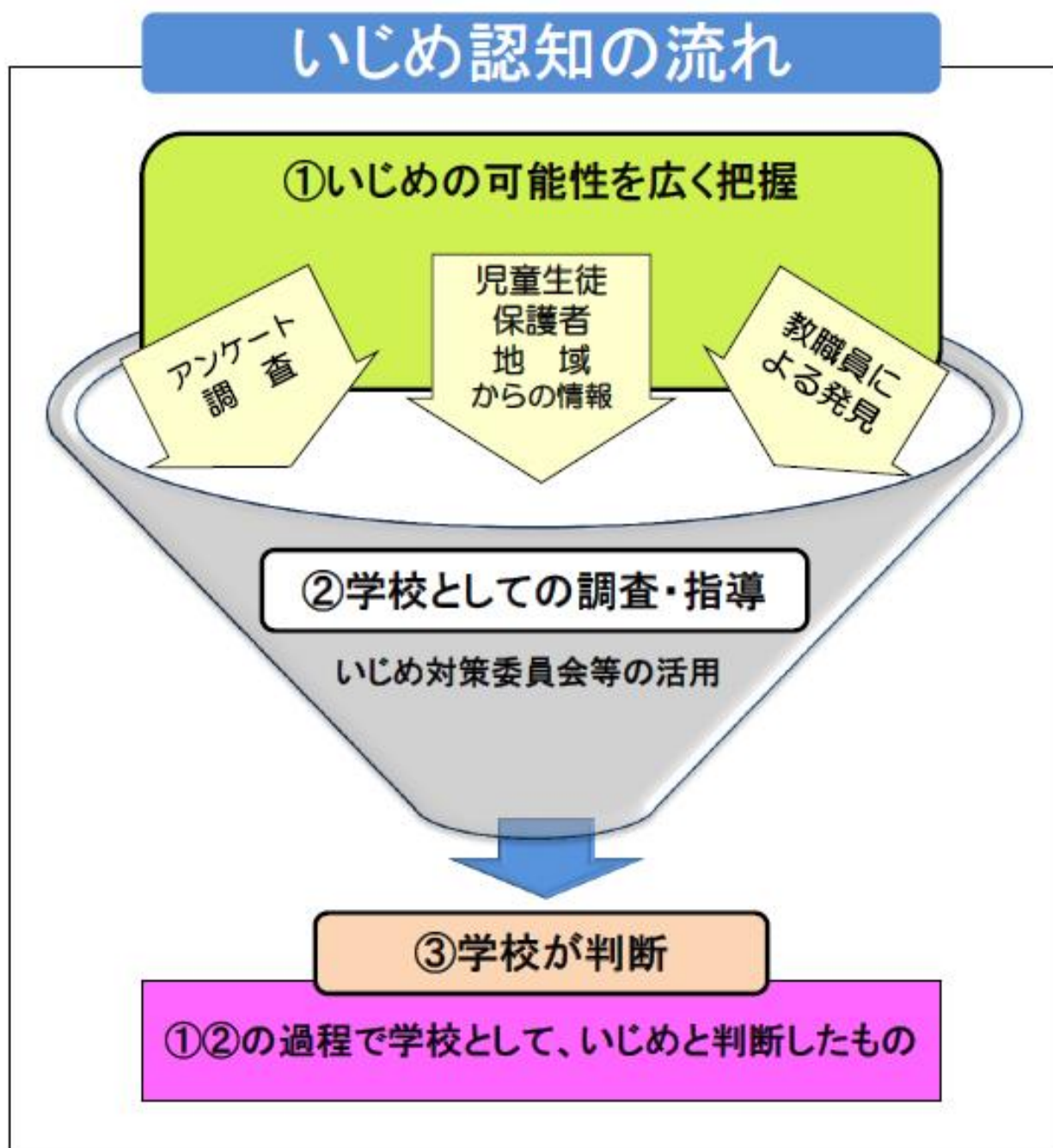
【図 1】 栃木県としてのいじめ認知までの流れ

栃木県教育委員会 改訂版「いじめ」の理解と対応 H24.12 より

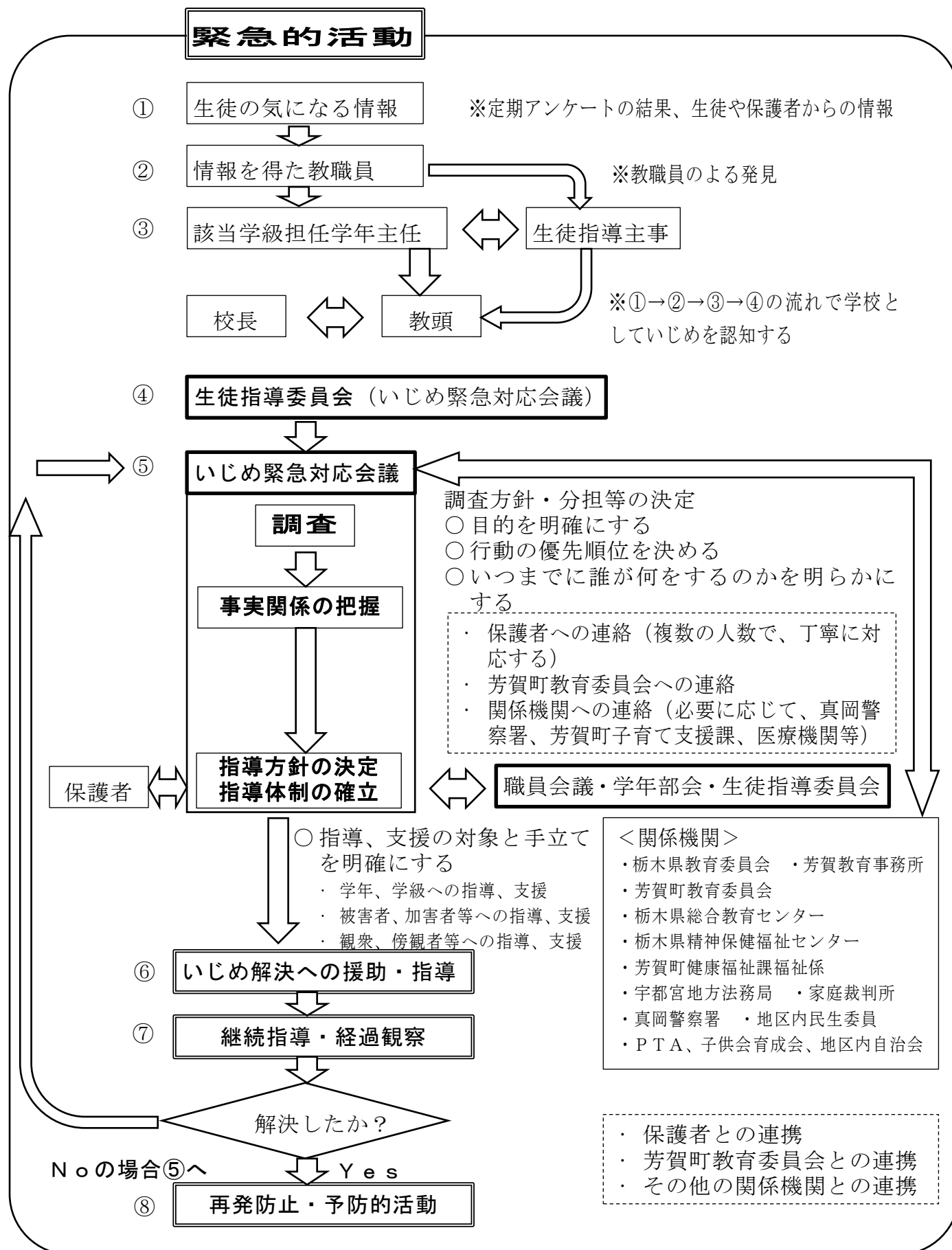
(3) その他

「学年主任会」《定期（週 1 回）開催》でも、情報の共有、未然防止対策など共通理解等を深め、組織的に対応する。

○ 構成委員 校長、教頭、教務主任、学年主任、事務長、学習指導主任



◇いじめが疑われる事案が生じたときの指導の流れ



2 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 学業指導の充実

- ①「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、「学びに向かう集団づくり」に努める。
- ②「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」に努める。
- ③「学びに向かう集団づくり」「安心して間違えることのできる学級・授業づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」を一体的に行うことによって安心できる温かな環境をつくり、一人一人が授業等を通し、達成感や自己有用感を得られるようにすることによって自尊感情を高める。

(2) 道徳教育の充実

- ①教育活動全体を通して行う道徳教育によって、生徒一人一人に存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を育成する。
- 「とちぎの子どもたちへの教え」（資料1）を活用し、「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

資料1 とちぎの子どもたちへの教え



- 家庭に道徳教育の重要性を理解してもらうように「道徳通信」を発行するなど、学校と家庭との連携を一層充実させていく。
- ②道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生徒自ら生きる力としての日常生活の場面に具現化できるように援助する。
- 道徳の時間では、内容項目の「思いやり・感謝」「友情・信頼」「生命の尊さ」「遵法精神・公德心」「公正・公平・社会正義」を意図的・計画的に進める。いじめを人権尊重の観点から、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの立場で考えさせ、「いじめを許さない」、「いじめをなくしていこう」とする意識を高める。

○担任の道徳の授業力向上に向けて、全ての担任が道徳の授業を公開し、授業研究会を実施する。

(3) 特別活動の充実

- ① 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - 学級活動において、身近に起こり得るいじめの問題を取り上げ、傍観者としていじめを見過ごすことは、いじめを容認していることと同じであることに気づかせ、いじめを許さない態度を養う。
 - 生徒総会において、「いじめ0運動」の提案、6、10、2月の「いじめ0運動啓発月間」の実施を通して、助け合いの心を養う。

(4) 人権教育の充実

- ① 人権が守られた学校づくりを推進する。
 - 生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
 - いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ② 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(5) 生徒指導・教育相談の充実

- ① 規範意識を高める指導に重点を置く。
- ② 「報告・連絡・相談・確認」を徹底する。特に、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町教育支援センター相談員、校内支援センター支援員との連携を図る。
- ③ 週1回の「生徒指導委員会」で生徒の情報交換を行い、共通理解・共通行動の実践に努める。
- ④ 教育相談を随時行い、個の理解に努めるとともに生徒と向き合う時間を確保し、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを徹底する。
- ⑤ 職員間で情報交換を行い、担任が一人で問題を抱え込まず、何でも話し合える雰囲気づくりをする。

(6) 保護者・地域との連携

- ① 学校のホームページ、学級・学校だより、保護者会、PTA総会等を利用して、保護者や地域に対し学校のいじめに係る対策等について周知し、保護者や地域の理解や協力を得る。
- ② 学校での日頃の取組等を目に見えるようにして伝え、保護者との協働を心がける。
 - 例えば、授業参観でいじめ防止の授業を公開し、ともに考えてもらい、学年だより等で、いじめ防止の取組を伝え、いじめ防止への理解と協力を得る。
- ③ クリーン芳賀環境美化の日や芳賀町民祭でのボランティア活動等、町の行事に積極的に参加することを呼びかけ、地域の人々との関わりによって、人間関係や集団のルール等様々なことを学びながら、社会性や規範意識を育み、自己有用感を高めていく。

(7) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等の所持を禁止する。保護者に社会への参画意識を高めるなどして協力を仰ぐ。
- ② IT関連会社職員や生徒指導主事による講話、技術・家庭科や学級活動等での情報モラル教育を通して生徒一人一人に対し、インターネットのもつ利便性や危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者会や各種だより、ホームページ等で啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 生徒のサインに対する教育的敏感さをもった教師力

教職員は、生徒の毎日の様子を観察し、生徒が発する「**小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）等の些細な変化**」を見逃さず、発見するよう次のことを心がける。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、ライフ〈生活記録ノート〉、個別面談・教育相談等）…ＳＯＳかもしれないとの認識
- ② 生徒の些細な変化を見逃さないよう、行動を注視する。
○資料２（Ｐ１２～１４）の「いじめのサイン」（栃木県教育委員会 改訂版「いじめ」の理解と対応 H24.12 より）を確認し、共有化する。…違和感を大切に
- ③ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。（電話、家庭訪問、ＰＴＡの会議、部活動保護者会 等）
…「先生に伝えておこう」と思ってもらえるように

(2) いじめを相談しやすい体制づくり

- ① 生徒が安心していじめを訴えられるよう、「いじめの実態を把握するための調査」を定期的及び随時実施する。…相談しやすい環境づくり①
- ② 生徒、保護者がいじめに悩んだときの相談方法について、校内のいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
…相談しやすい環境づくり②
- ③ 学校の職員に相談しづらいときのために、栃木県教育委員会ホームページの「いじめ・不登校対策チーム」からのお知らせや栃木県総合教育センター教育相談部からのリーフレット等の配付を通して周知する。…相談しやすい環境づくり③

(3) 情報交換による共有

- ① 朝の職員打合せで、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ② 生徒指導委員会の情報を共有し、その後の指導に生かす。
- ③ 生徒指導主事・学年主任が中心となり、スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有する。

(4) 教育相談の充実

- ① 「生活に関するアンケート」（いじめについての実態調査を含む）、「保護者向けいじめアンケート」、「心の健康観察」、「Q-Uテスト」を実施し、そこからの情報を教育相談時に活用する。
- ② 生徒が教師に気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切にかつ迅速に対応し、生徒が相談して良かったという安心感をもてるようにする。
- ③ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。
- ④ 教育相談、家庭への電話連絡、家庭訪問などにより、保護者との信頼関係を深め、保護者から新たな情報の収集に努める。

(5) 教職員研修の充実

- ① 現職教育において、いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。（年１回）
○資料３（Ｐ１５～１８）「いじめ点検票（学校用・教職員用 いじめ問題への取組チェックポイント）」（栃木県教育委員会 改訂版「いじめ」の理解と対応 H24.12 より）を用いた自己評価を実施し、評価に基づいた改善を図る。
- ② いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。

4 いじめの早期解決に向けた取組

(1) 生徒指導委員会による調査

- ① 生徒指導委員会が中心となり、関係のある生徒への聞き取り等の実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- ② 指導方針を共通理解した上で、いじめ緊急対応会議の構成委員の役割分担をし、迅速な対応をする。

(2) いじめられている生徒への対応

- ① 心情や立場を十分理解し、「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃の時間、部活動中などの安全確保に努める。
 - ② 本人の訴えを真剣に、共感的に受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。
 - ③ 積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- (3) いじめている生徒への対応
- ① 冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。いじめている生徒が複数の場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を聞く。
 - ② 毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ③ いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内に抱える問題などを理解し、いじめの背後に潜むストレスや不信感等を把握する。
 - ④ 相手の苦悩を理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。
 - ⑤ 自分のよい面に気付かせ、それを生かすよう具体的な行動を一緒に考えさせる。
 - ⑥ 再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて、組織的・継続的に指導・援助する。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への対応
- 周りの生徒に適切な指導を行うことによって、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。
- ① 自分の問題として捉えさせる。
 - いじめをなくすためにはどうしたらよいのかを生徒たち全員で自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を養う。
 - 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、親や友達、先生など誰かに相談する勇気をもつように伝える。
 - ② 望ましい人間関係づくりに努める。
 - 特別活動等の時間を通して、互いに認め合い、尊重し合うなど望ましい人間関係をつくる。
 - 生徒たちに勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において、関連する内容を扱い指導する。
 - ③ 自己有用感が味わえる学級づくりに努める。
 - 生徒たち一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くし、生徒のよさを認め、ほめることを心がける。
 - 係活動、当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を生徒がもてるように配慮する。
- (5) いじめられている生徒の保護者への支援
- ① 保護者の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ② 速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - ③ 学校の「いじめを許容しない姿勢」と「被害生徒のケアを図る姿勢」とともに「加害生徒の成長を図る姿勢」を説明しつつ、学校の具体的な対応と期待する効果、学校でできることとできないことを整理して素直に伝え、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
 - ④ 保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - ⑤ いじめを解決する方法については、いじめられている生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
 - ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、組織的・継続的に見守り支援していく。
- (6) いじめている生徒の保護者への助言
- ① 速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - ② 学校の「いじめを許容しない姿勢」と「被害生徒のケアを図る姿勢」とともに「加害生徒の成長を図る姿勢」を説明しつつ、学校の具体的な対応と期待する効果、

学校でできることとできないことを整理して素直に伝え、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

- ③ 保護者に、いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝える。
- ④ 保護者を一方的に責めるのではなく、保護者の心情にも配慮する。
- ⑤ いじめの問題が完全に解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、何か気付いたことがあれば報告してもらうように依頼する。
- ⑥ いじめ解決後も、見守っていくことと、心配なことはいつでも相談して欲しいということを伝える。

(7) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、生徒指導委員会で情報を共有するとともに、町教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。資料4（P19）（栃木県教育委員会 改訂版「いじめ」の理解と対応 H24.12 より）
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに真岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) 警察との連携

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、真岡警察署と連携して対処する。

5 いじめ防止の取組に関する点検・評価

(1) 学校評価における点検・評価・改善

- ① 「芳賀中学校いじめ防止基本方針」に基づいた職員の取組について、学校評価に項目を設定して評価を実施する。また、評価の分析結果について全職員で検討し、改善策を策定する。

(2) 「いじめの点検票」の活用

- ① 校内研修会において、資料3（P15～18）「いじめの点検票（学校用・教職員用 いじめ問題への取組チェックポイント）」（栃木県教育委員会 改訂版「いじめ」の理解と対応 H24.12 より）を用いた自己評価を実施し、学校の取り組みが実効性のあるものとなるよう評価に基づいた改善を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

- ① 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断する際のケースは次のとおりとする。
 - 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 第2号の「相当の期間」とは年間30日を目安とする。
- ② 重大事態の判断についての留意点は次のとおりとする。
 - 学校の「生徒指導委員会」を活用して組織的に判断する。
 - 学校が重大事態かどうかの判断に迷う場合は、芳賀町教育委員会と連携して判断する。
 - 生徒や保護者の申し立てを優先する。（生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。）

(2) 重大事態発生時の調査

- ① 学校が主体となって行う場合
 - 「重大事態」ということを考え、芳賀町教育委員会に設置する「調査委員会」と連携して行う。

○調査の手順は次の通りとする。

重大事態発生→時系列記録開始→本人の安全確保→教育委員会担当課への一報→学校と教育委員会の合同会議(附属機関と連携)→本人・保護者と面談→他の生徒の安全確認と対応のためのアンケート調査と面接→合同会議の定期的な開催→必要に応じて医療・警察と連携→定期的・継続的な調査や相談

○留意事項は次の通りとする。

- ・重大事態が起きたところから、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのようにした」等の5W1Hを常に意識して、事実関係をありのまま記録する。
- ・平時の段階で時系列記録係(教頭)を決めておく。
- ・調査委員会の調査担当者は、当該いじめの関係者と直接の人間関係があったり、特別な利害関係を有したりする者(たとえばPTA役員等)は避ける。また、選任手続きの可視化、委員の氏名、経歴等の開示等をして、調査の公平性・中立性を確保する。→県教委の指示を受ける。
- ・調査票を作成し、その調査票を吟味したうえで実施する。
- ・同様の重大事態の連鎖を食い止めるため、当該生徒の周りにいた友人等に面接する。面接調査が必要な生徒をリストアップし、該当する保護者の許可をとり、生徒の心の安定を考えながらスクールカウンセラーが面接する。

(3) 調査の情報提供

- ①芳賀町教育委員会と当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供する。
- ②他の生徒や保護者に対しても必要な情報を提供し、いじめ根絶に向けて努力していることの発信と協力を依頼することに努める。その際、生徒のプライバシー保護に、教職員や関係者の個人情報にも十分配慮する。
- ③開示すべき情報は、「いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか、」などを適時・適切な方法で経過報告を明らかにする。

(4) 重大事態への対応

- ①芳賀町教育委員会・栃木県教育委員会芳賀教育事務所に報告するとともに、直ちに真岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ②当該いじめの対処については、芳賀町教育委員会と連携し、可能ならば弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ③当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、芳賀町教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ④いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、情報を提供する。
- ⑤当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に、全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥生徒指導委員会を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口

学校の相談・通報電話

○学校相談電話 028-677-0392 (担当者: 教頭 高橋)

※担任の先生、部活動の先生、話しやすい先生などでも結構です。

7 「いじめ防止」に係る年間計画

月	実施する内容	定期的に実施
4	○ 第1回「生徒指導委員会」……基本方針の確認、改善 ○ 「いじめ防止基本方針」「生徒指導全体計画」「生徒心得」等についての共通理解（職員会議） ○ 「いじめ防止基本方針」による本校の取組について保護者へ説明（PTA総会、保護者会、ホームページ） ○ 「心の健康観察」の実施（中旬）	○ 生徒指導委員会の実施（毎週木曜日） ○ 学校での取組についての情報提供・学校だより ・ 芳賀中HP ○ 学業指導の充実 ・ 帰属意識の高い学級づくり ・ 自信をもたせる授業づくり
5	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 生徒総会で生徒への基本方針の説明及び生徒会への呼びかけ ・ 生徒が主体となる「いじめ0運動」の推進 ○ 体育祭後、いじめアンケートの実施 ○ 「いじめ問題に係る研修」の実施（職員会議内） ・ 「いじめのサイン」の確認と共有	
6	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 生徒会による「いじめ0運動啓発月間」 ○ 「教育相談週間」での実態把握（1／3回目）→ 情報の共有 ○ 「Q-Uテスト」の実施（1／2回目） ○ 宿泊的行事後、いじめアンケートの実施 ○ 生活に関するアンケートの実施（1／2回目）生徒	
7	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ いじめ点検票（「学校用・教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント」）による評価（いじめ点検票からの課題の洗い出しと共通理解事項の確認と改善）	
9	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 「教育相談週間」での実態把握（2／3回目）→ 情報の共有	
10	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 生徒会による「いじめ0運動啓発月間」 ○ 生活に関するアンケートの実施（2／2回目）生徒 ○ いじめに関するアンケートの実施（生徒・保護者）（1／2回目）	
11	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 「人権教育」の研修会（教職員の人権感覚）の実施（現職教育） ○ 学校評価によるいじめ防止等に関する評価（保護者・教職員）	
12	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 「いじめ点検票（「学校用・教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント」）による評価	
1	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 生活に関するアンケート（2／2回目）生徒 ○ 「生徒指導委員会」……自己評価からの課題の洗い出しと共通理解事項の確認と改善 ○ 「Q-Uテスト」の実施（2／2回目）	
2	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 生徒会による「いじめ0運動啓発月間」 ○ 「教育相談週間」での実態把握（3／3回目）→ 情報の共有 ○ いじめに関するアンケートの実施（生徒・保護者）（2／2回目） ○ 教職員評価の「期末面談」での取組についての確認	
3	○ 「心の健康観察」の実施（上旬） ○ 「生徒指導委員会」……「いじめ防止基本方針」の修正（次年度に向けて） ○ 小中学校連絡会（次年度入学児童の情報交換と適切な引継ぎ）	○ 早期発見への対応 ・ ライフ指導 ・ 個別面談等 ○ 自尊感情を高める取組 ・ 生徒のよさを紹介し合う

資料 2

1 いじめられている子のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教師の目で、多くの場面で、生徒の様子を観察し、生徒が発する「小さなサイン」を見逃さず、発見するために、以下のサインに注意しましょう。

サ イ ン

◆登校時・朝の会

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 教師と視線が合わず、うつむいている。
- ☐ あいさつをしなくなる。
- ☐ 一緒に登校する友人が違ってくる。
- ☐ 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気)を訴える。
- ☐ 欠席・遅刻・早退等の理由を明確に言わない。
- ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ☐ 担任教師が教室に入室後、遅れて入室する。

◆授業中

- ☐ 保健室、トイレに行くようになる。
- ☐ 授業道具等の忘れものが目立つ。
- ☐ 用具・机・いす等が散乱している。
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ☐ 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ☐ 授業中ぼんやりしていて作業が継続しない。
- ☐ 他の子どもから発言を強要される。突然個人名が出される。
- ☐ グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。
- ☐ 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

◆昼食時・休み時間・清掃時

- ☐ 会食時、机を寄せて席を作ろうとしない。寄せてもすき間がある。
- ☐ 食べ物にいたずらをされる。(盛り付けない、多く盛り付ける、意図的な配り忘れなど)
- ☐ 片付けを一人でしている。
- ☐ 休み時間に自分の席から離れないようにしている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室や保健室に来たりする。
- ☐ 遊びと称して友達とふざけあっているが表情がさえない。
- ☐ 一人で離れて清掃をしている。
- ☐ 衣服が汚れていたり濡れていたりする。

◆帰りの会・放課後・下校時

- ☐ 帰りの会に遅れてくる。
- ☐ 配付したプリント等が渡らない、
- ☐ 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- ☐ 靴やかばん、傘、自転車の鍵など持ち物が紛失する。
- ☐ 部活動に遅れてきたり、欠席したりすることが多くなる。
- ☐ 部活動で一人で準備、後付けしている。
- ☐ 下校の通学路、友達に荷物を持たされている。

2 いじめている子のサイン

次のような言動が見られるときはいじめが潜んでいる可能性がある。いじめている生徒がいることに気付いたら、生徒の中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をするために、以下のサインに注意しましょう。

サ イ ン

- ☐ 教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。
- ☐ ある生徒にだけ、周りの生徒たちが異常に気を遣っている。
- ☐ 発言に対して、他の友達と顔を合わせて笑ったり、さげすんだように反応したりしている。
- ☐ 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使っている。
- ☐ 教師が近付くと、グループの生徒が急に仲のよいふりをしたり、または不自然に分散したりする。
- ☐ 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

学級の雰囲気によっては、教室内がいじめの温床となる場合がある。特にいじめを助長する観衆、傍観者が多い学級では以下のようなサインが強く表れる。

こうしたときには、学級におけるいじめの存在を強く意識し、教師が教室にいる時間を増やし、以下のようなサインを見逃さないように注意しましょう。

サ イ ン

◆雰囲気

- ☐ 嫌なあだ名が聞こえる。
- ☐ 発言に対してやじや冷やかしが聞こえる。
- ☐ 席替えなどで、隣の席になることを嫌がる。
- ☐ 何か起きると特定の子どもの名前が出る。
- ☐ ルールを守らない子どもが多い。
- ☐ 配付したプリントが渡っていない。
- ☐ 特定の生徒の机が運ばれない。
- ☐ 周囲の生徒が机、いすを離して座ろうとする。

◆環境

- ☐ 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- ☐ 嫌がらせの手紙や紙切れがある。
- ☐ 机にいたずらがあつたり、持ち物がなくなつたりする。

4 家庭でのサイン

いじめられている生徒は家庭でも多くのサインを出す。以下のようなサインが家庭で見られたら、速やかに学校と家庭との連携が図れるよう、日頃から保護者に呼びかけておく。

サ イ ン

◆日常生活

- ☐ 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- ☐ 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。
- ☐ 朝、なかなか起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ☐ 友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。
- ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする。
- ☐ 無言等の不審な電話がかかってくる、発信者の特定できないメールがあったりする。
- ☐ 急に友達が変わる。
- ☐ 部屋に閉じこもり考え事をしたり、家族とも食事をしなかったりする。

◆服装・身体・体調

- ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- ☐ 理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがある。
- ☐ 登校時間が近付くと頭痛や腹痛等の症状を訴える。
- ☐ 食欲不振、不眠を訴える。

◆学習

- ☐ 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ☐ 成績が下がる。

◆持ち物・金品

- ☐ 持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
- ☐ 自転車がよくパンクする。
- ☐ 家庭から品物、お金がなくなる。
- ☐ 使途のはっきりしないお金を欲しがる。

資料3

いじめの点検票

1 学校用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し校長を中心とした協働的な指導体制が確立している。	A - B - C - D	
	2	校内にいじめ対策委員会を設け、いじめの可能性を広く把握し、それについて適切に対応する体制が整っている。	A - B - C - D	
	3	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図っている。	A - B - C - D	
	4	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	A - B - C - D	
	5	教職員一人一人が、いじめの理解や指導法、生徒理解などに関する校内研修を通じて教職員の資質向上に取り組んでいる。	A - B - C - D	
	6	いじめのあるなしに関わらず生徒指導委員会等を定期的で開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。	A - B - C - D	
未然防止	7	様々な教育活動の場面において、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	8	道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を提起し、指導が行われる体制がとられている。	A - B - C - D	
	9	生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な扱いや位置付けがなされている。	A - B - C - D	
	10	体験的な学習などを通して、生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	11	教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	12	日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	13	生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	14	生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応できる体制になっている。	A - B - C - D	
	15	いじめを認知した教職員は、生徒指導担当や学年主任等に報告・連絡・相談する体制が整っている。	A - B - C - D	

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
早期発見・早期対応	16	いじめの把握に当たっては、本人の訴えや教職員、周りの生徒、保護者、地域、関係機関など学校内外との連携に努めている。	A - B - C - D	
	17	本人や保護者からいじめについて訴えがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく的確に対応している。	A - B - C - D	
	18	生徒の悩みが教職員に届くような校内の雰囲気と教育相談の体制が整備され、適切に機能している。	A - B - C - D	
	19	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制になっている。	A - B - C - D	
直接的指導	20	いじめを行う生徒に対して、いじめの非に気付かせる指導を行い、内容によっては教育委員会や警察等関係機関とも連携して、毅然とした対応を行うこととしている。	A - B - C - D	
	21	いじめられる生徒に対して、心のケアと安全確保に努めるなど、いじめから「絶対に守る」という意志で対応を行っている。	A - B - C - D	
	22	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導が行われる体制になっている。	A - B - C - D	
家庭・地域社会との連携	23	いじめの問題解決のため、芳賀町子育て支援課や、児童相談所、真岡警察署等の地域の関係機関と連携協力する体制がとられている。	A - B - C - D	
	24	芳賀町子育て支援課や、人権相談所、児童相談所等といった学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。	A - B - C - D	
	25	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を、家庭訪問や学校だより・保護者会で啓発したり、HPに公表したりすることにより、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。	A - B - C - D	
	26	家庭訪問や学校だよりなどを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図っている。	A - B - C - D	
	27	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	28	深刻ないじめの問題について、学校のみで解決することなく、関係機関と連携するなどの指導体制が確立されている。	A - B - C - D	
	29	P T Aや地域の関係団体（学校運営協議会、青少年健全育成協議会等）といじめの問題について協議し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	A - B - C - D	
	30	生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大事案や犯罪等の違法行為があった場合、警察との連携を図っている。	A - B - C - D	

2 教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
基本確認	1	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	2	いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行っている。	A - B - C - D	
	3	いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの4層構造を理解して指導に当たっている。	A - B - C - D	
未然防止	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。	A - B - C - D	
	5	道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。	A - B - C - D	
	6	生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言を行っている。	A - B - C - D	
	7	体験的な学習などを通して、生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	8	自身の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	9	教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや生徒理解に関する指導力向上に努めている。	A - B - C - D	
	10	日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	11	生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	12	他の職員やスクールカウンセラー等と連携して生徒の把握に努め、いじめを認知した時は学年主任や生徒指導担当等に報告・連絡・相談している。	A - B - C - D	
	13	生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。	A - B - C - D	
	14	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D	

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
	15	生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談の実施に努めている。	A - B - C - D	
直接的指導	16	いじめが起きた場合、学級のみで解決しようとせず、組織的な対応に努めている。	A - B - C - D	
	17	いじめを行う生徒に対しては、学校の計画方針に沿った適切な指導を行っている。	A - B - C - D	
	18	いじめられる生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。	A - B - C - D	
	19	いじめられる生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、「絶対に守る」という姿勢を示している。	A - B - C - D	
	20	いじめられる生徒に対し、継続的に心のケアと安全確保に努めるなど、確実に援助・指導を行っている。	A - B - C - D	
	21	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。	A - B - C - D	
保護者との連携	22	いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級だより等を通じて、いじめに関して連携協力できる関係づくりに努めている。	A - B - C - D	
	23	いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	24	生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。	A - B - C - D	

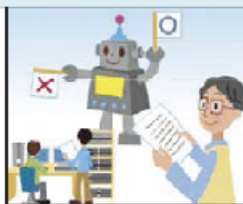
3 子どもたちを被害者にも加害者にもしないために

(1) まずは基本的対策

保護者への啓発

- ・フィルタリングは外さない！
- ・ペアレンタルコントロール
- ・パソコンの安全管理等

技術的な手当て
(フィルタリング)



子どもとの
コミュニケーション(会話)



基本的対策

保護者への情報提供

- ・ネット社会の光と影
- ・我が家のルールづくり
- ・相談できる雰囲気づくり等

保護者による
チェック(見守り)



(2) 考えさせる学習活動

【フィルタリングの苦手なこと】

子どもが書き込む内容までは
コントロールできない!

友人との交流
表現作品の発表

いじめ・いたずら
目的の書き込み



出会いにつながる
書き込み

フィルタリング

子どもたちのインターネット利用について考える研究会
<http://www.child-safenet.jp/>

道 徳 小家庭学習案

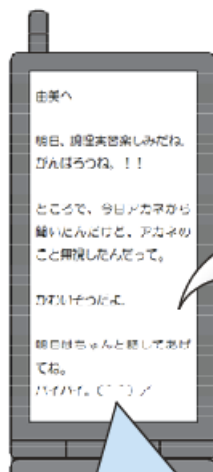
学習課題 『わたしが送ったメール』 (国語教科書)

学習目標 読者の感情を読み取ること、自分の感情を表現すること。

学習内容 読者の感情を読み取ること、自分の感情を表現すること。

学習活動

学習活動	学習活動
1. 読者の感情を読み取る。	2. 自分の感情を表現する。
3. 読者の感情を読み取る。	4. 自分の感情を表現する。
5. 読者の感情を読み取る。	6. 自分の感情を表現する。
7. 読者の感情を読み取る。	8. 自分の感情を表現する。
9. 読者の感情を読み取る。	10. 自分の感情を表現する。
11. 読者の感情を読み取る。	12. 自分の感情を表現する。
13. 読者の感情を読み取る。	14. 自分の感情を表現する。
15. 読者の感情を読み取る。	16. 自分の感情を表現する。
17. 読者の感情を読み取る。	18. 自分の感情を表現する。
19. 読者の感情を読み取る。	20. 自分の感情を表現する。
21. 読者の感情を読み取る。	22. 自分の感情を表現する。
23. 読者の感情を読み取る。	24. 自分の感情を表現する。
25. 読者の感情を読み取る。	26. 自分の感情を表現する。
27. 読者の感情を読み取る。	28. 自分の感情を表現する。
29. 読者の感情を読み取る。	30. 自分の感情を表現する。
31. 読者の感情を読み取る。	32. 自分の感情を表現する。
33. 読者の感情を読み取る。	34. 自分の感情を表現する。
35. 読者の感情を読み取る。	36. 自分の感情を表現する。
37. 読者の感情を読み取る。	38. 自分の感情を表現する。
39. 読者の感情を読み取る。	40. 自分の感情を表現する。
41. 読者の感情を読み取る。	42. 自分の感情を表現する。
43. 読者の感情を読み取る。	44. 自分の感情を表現する。
45. 読者の感情を読み取る。	46. 自分の感情を表現する。
47. 読者の感情を読み取る。	48. 自分の感情を表現する。
49. 読者の感情を読み取る。	50. 自分の感情を表現する。
51. 読者の感情を読み取る。	52. 自分の感情を表現する。
53. 読者の感情を読み取る。	54. 自分の感情を表現する。
55. 読者の感情を読み取る。	56. 自分の感情を表現する。
57. 読者の感情を読み取る。	58. 自分の感情を表現する。
59. 読者の感情を読み取る。	60. 自分の感情を表現する。
61. 読者の感情を読み取る。	62. 自分の感情を表現する。
63. 読者の感情を読み取る。	64. 自分の感情を表現する。
65. 読者の感情を読み取る。	66. 自分の感情を表現する。
67. 読者の感情を読み取る。	68. 自分の感情を表現する。
69. 読者の感情を読み取る。	70. 自分の感情を表現する。
71. 読者の感情を読み取る。	72. 自分の感情を表現する。
73. 読者の感情を読み取る。	74. 自分の感情を表現する。
75. 読者の感情を読み取る。	76. 自分の感情を表現する。
77. 読者の感情を読み取る。	78. 自分の感情を表現する。
79. 読者の感情を読み取る。	80. 自分の感情を表現する。
81. 読者の感情を読み取る。	82. 自分の感情を表現する。
83. 読者の感情を読み取る。	84. 自分の感情を表現する。
85. 読者の感情を読み取る。	86. 自分の感情を表現する。
87. 読者の感情を読み取る。	88. 自分の感情を表現する。
89. 読者の感情を読み取る。	90. 自分の感情を表現する。
91. 読者の感情を読み取る。	92. 自分の感情を表現する。
93. 読者の感情を読み取る。	94. 自分の感情を表現する。
95. 読者の感情を読み取る。	96. 自分の感情を表現する。
97. 読者の感情を読み取る。	98. 自分の感情を表現する。
99. 読者の感情を読み取る。	100. 自分の感情を表現する。



※平成23年度「情報モラル育成資料集」
栃木県教育委員会より全小中学校教員に配布。

※スマートフォンのフィルタリングについては、
フィルタリングが効かない危険性があります。

- ・ どうして、二人とも怒っているの。
- ・ 何で私が責められなければならないの。

4 掲示板等への不当な書き込みの対処法

状況を確認する

- ・ いつから
- ・ 何があったのか
- ・ きっかけや原因は
- ・ 分かっていること
- ・ 分からないこと

記録を残す

- ・ 日時、場所(URL)等
- ・ 画面のコピーや写真等
- ・ 書かれている内容のコピー

管理者への連絡

- ・ 書き込みの削除依頼

削除されない
ときは・・・

栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話

(24時間対応) 028-627-9110